

## 2 公園等



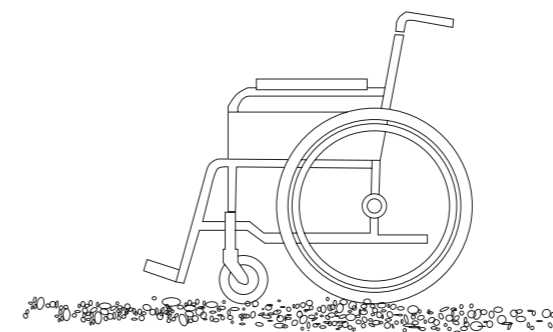
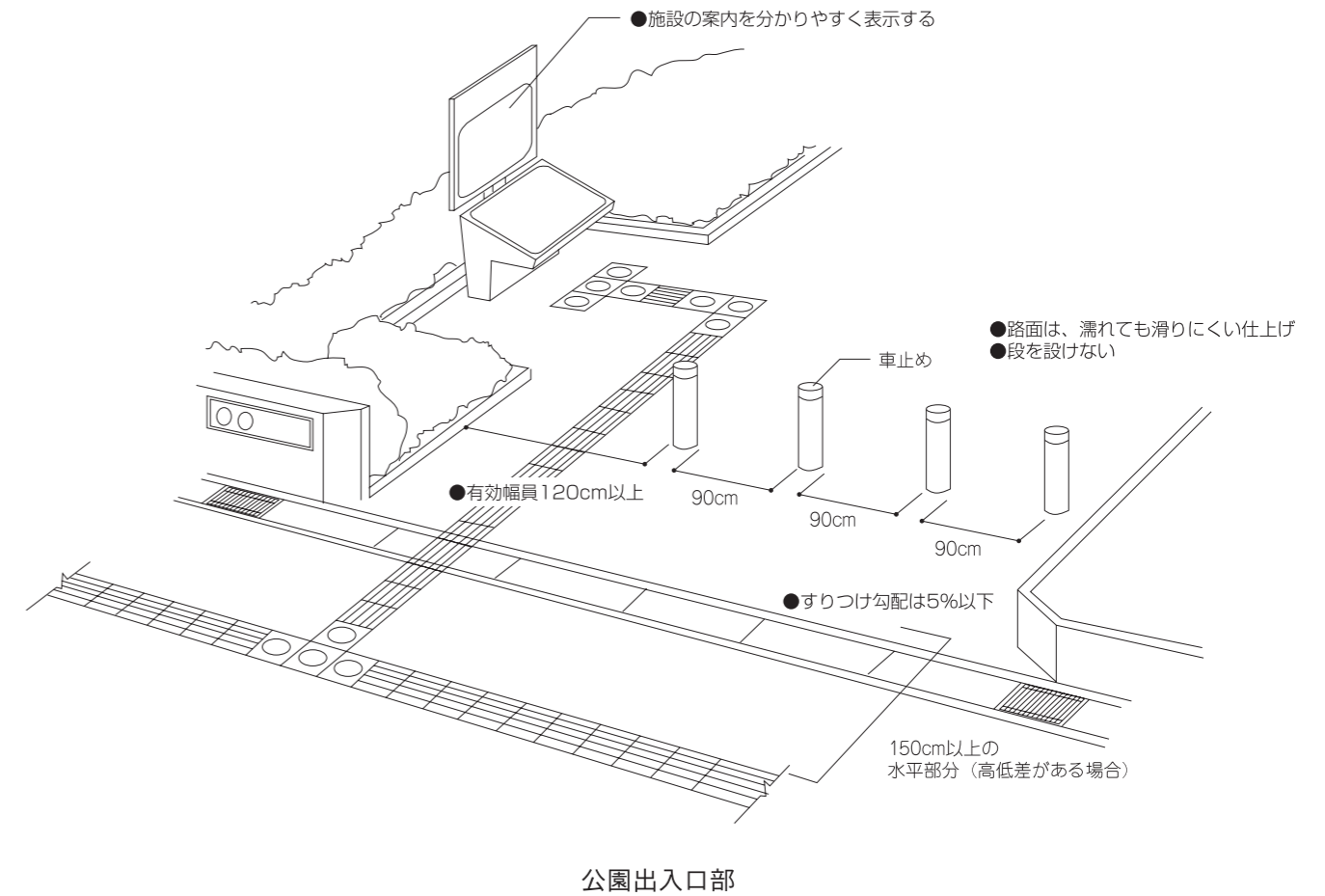
公園  
Park

# ① 出入口

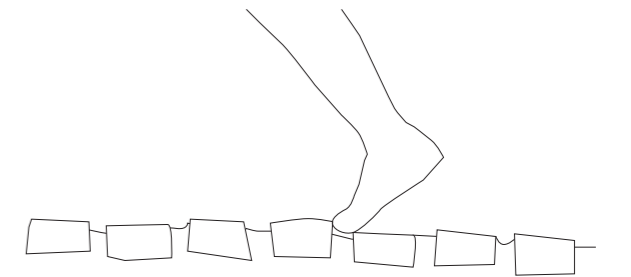
## 基本的な考え方

公園等には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる出入口を1箇所以上設け、この出入口から園路への連続性も確保する必要がある。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
出入口の構造	公園等の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。		
(1)出入口の幅	幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、車止め柵を設ける場合は、その間隔は90センチメートルを標準とすること。	●幅は、内法（有効寸法）で測定する。 ・幅120cmは、車いすと人がすれ違う場合に、人が横向きで通過することができる寸法である。 ・幅90cmは、車いすが容易に通過できる寸法である。	
(2)水平面の確保	出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。		
(3)車いす利用者への配慮	(4)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。	●段差は、2cm以下とし、すりついたり、角に丸みをつける。	
(4)高低差がある場合	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。 ア 1の4の項(1)及び(2)並びに表11の項に定める構造とすること。 イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する他の部分の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。 ウ 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。	●点状ブロック等は、黄色を原則とする。ただし、弱視者等が認識しやすいように、経路の床仕上げ材との間で輝度比2.0以上、明度差5.0以上を確保する場合は、黄色以外の色を用いることができる。	



好ましくない路面仕上げ（砂利）

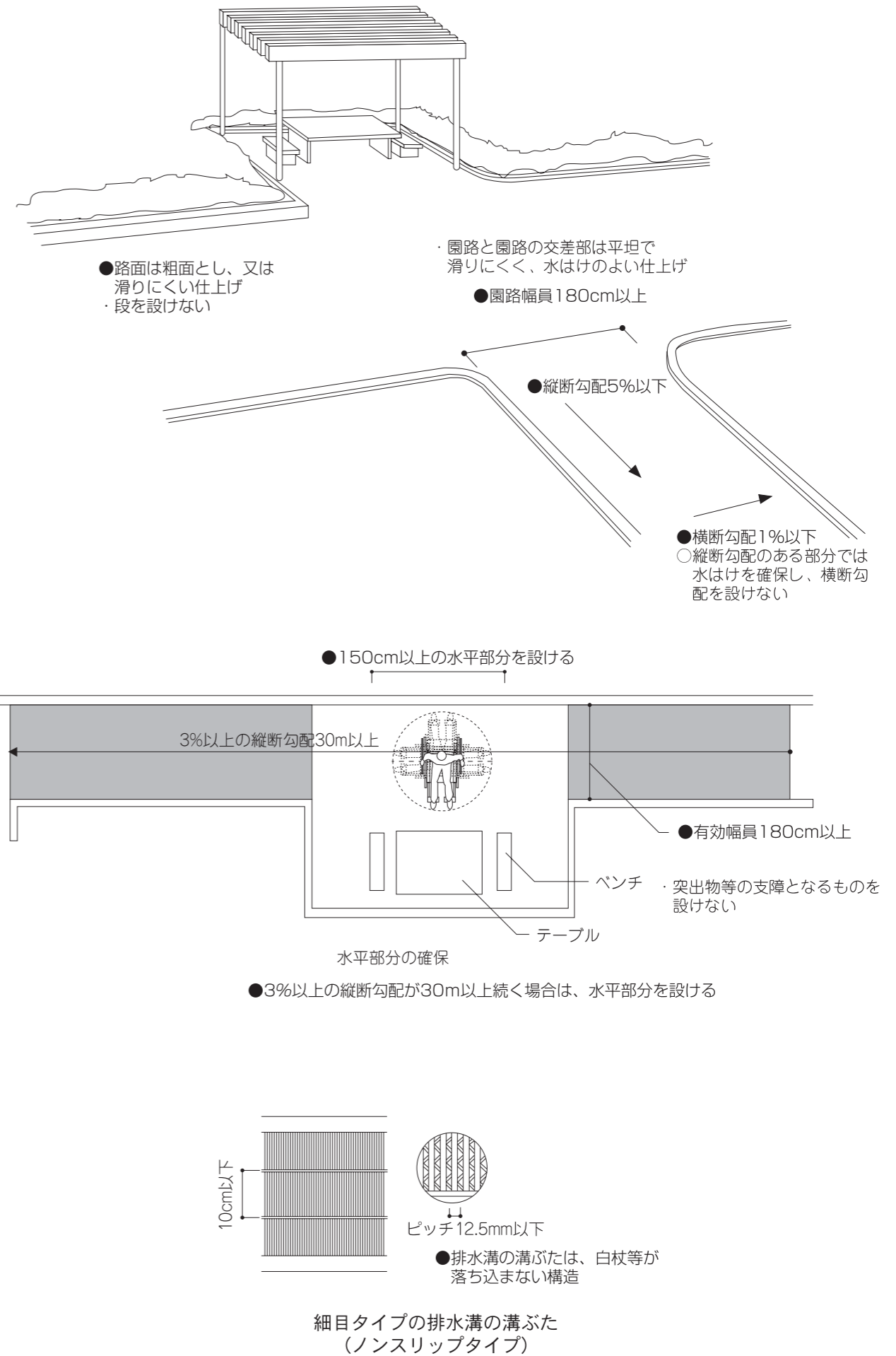


好ましくない路面仕上げ例（石畳）

基本的な考え方

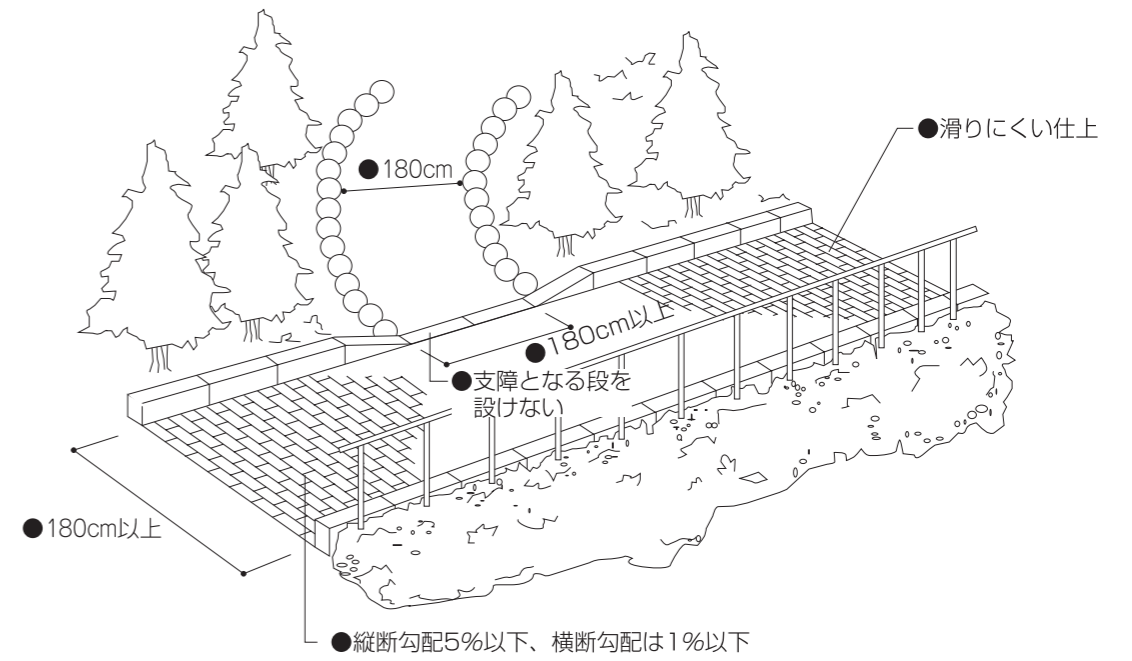
公園等内の各施設を利用できるように、高齢者、障害者等の利用に配慮した動線を1以上確保することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
園路の構造	1の項に定める構造の出入口と接続する1以上の園路は、次に定める構造とすること。		
(1)園路の幅	幅は、180センチメートル以上とすること。	●幅は、有効寸法で測定する。 ・幅180cmは、車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。	
(2)勾配	勾配は、次に定める構造とすること。 ア 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 イ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	・車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、傾斜路を下る場合でも腕にかかる負担が大きいため、勾配は可能な限り緩やかとする。	
(3)水平部分の確保	3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平部分を設けること。		
(4)表面仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	・れんが、インターロッキング、磁気タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部に段差が生じないように施工する。 ・舗装材については、平坦性や濡れた場合の滑りにくさを考慮する。	
(5)切り下げ部分の構造	縁石を切り下げる場合には、切り下げ部分の幅員を180センチメートル以上、すりつけ勾配を5パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。		
(6)排水溝を設ける場合	園路を横断する排水溝を設ける場合には、つえ又は車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。	●車いす使用者等の通行に支障のない溝ふたは次のとおり。 ①格子型で細目タイプ（ピッチ12.5mm程度×100mm） ②格子型で隙間の最大寸法が短辺方向9mm以下 ③格子型でピッチが短辺方向20mm以下で長編方向が50mm以下 ④丸穴あき型で穴の直径の最大寸法が20mm以下で、かつ、表面が滑りにくい仕上げのもの	

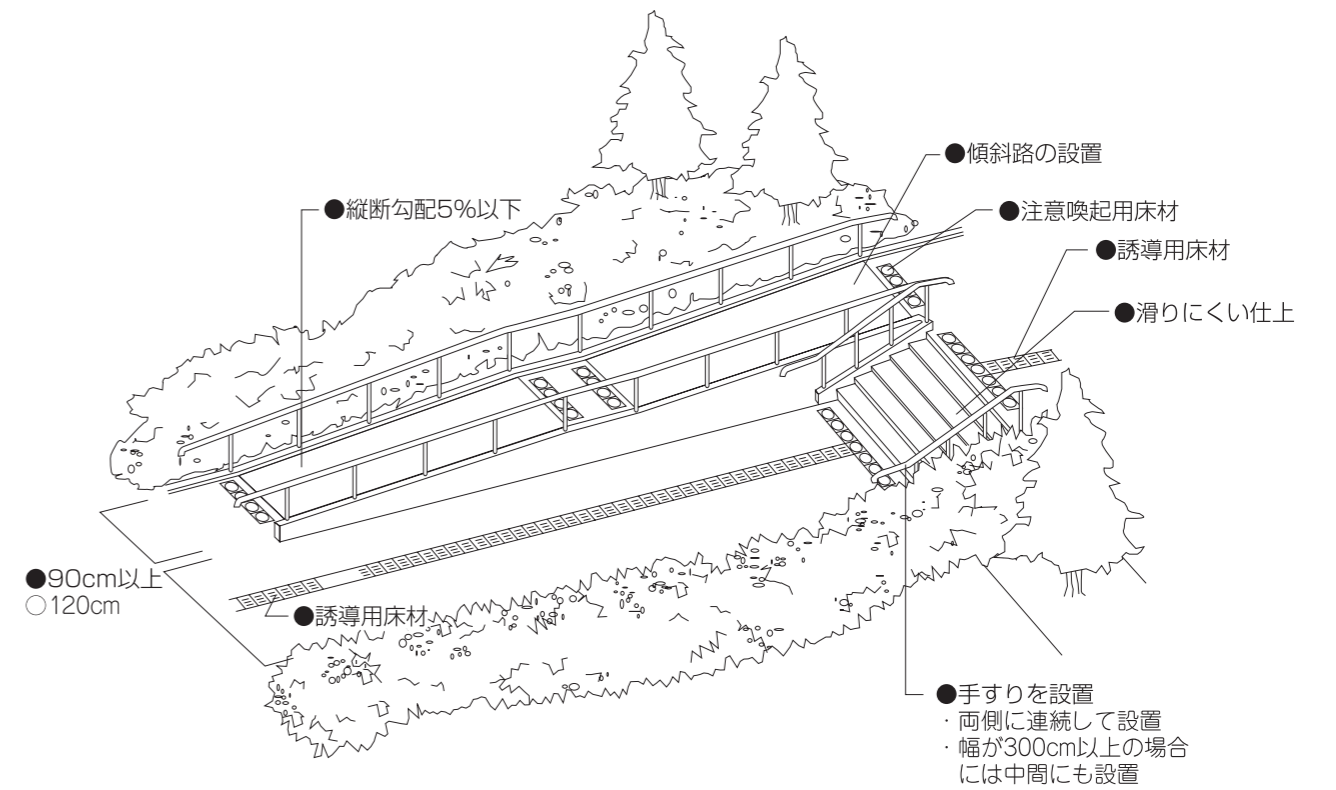


整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
(7)視覚障害者誘導用ブロック	必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		
(8)段を設ける場合の構造	<p>段を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 回り段とならないよう努めること。</p> <p>イ 手すりを設けること。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 1の項(3)に定める構造で、幅が90センチメートル以上の傾斜路を併設すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●回り段は、踏面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏み外す危険があるので避ける。また、昇降動作と回転動作が同時に発生するので、歩行困難者にとっても危険である。</li> <li>●手すりの取り付け高さは、1本の場合、75cm～85cm程度、2本の場合は、60cm～65cm程度の高さに追加する。幼児が利用する施設では、2本設置を基本とする。</li> <li>・手すりは、階段、傾斜路及びその踊り場の端部から45cm以上水平に延長して設け、そでの引っかけ等危険防止のため、端部は下側又は壁面方向に曲げて納める。</li> <li>・れんが、インターロッキング、磁気タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部に段差が生じないように施工する。</li> <li>・舗装材については、平坦性や濡れた場合の滑りにくさ等を考慮する。</li> </ul>	

園路の整備例



園路に設けられる階段・傾斜路の整備例



### ③ 便所

#### 基本的な考え方

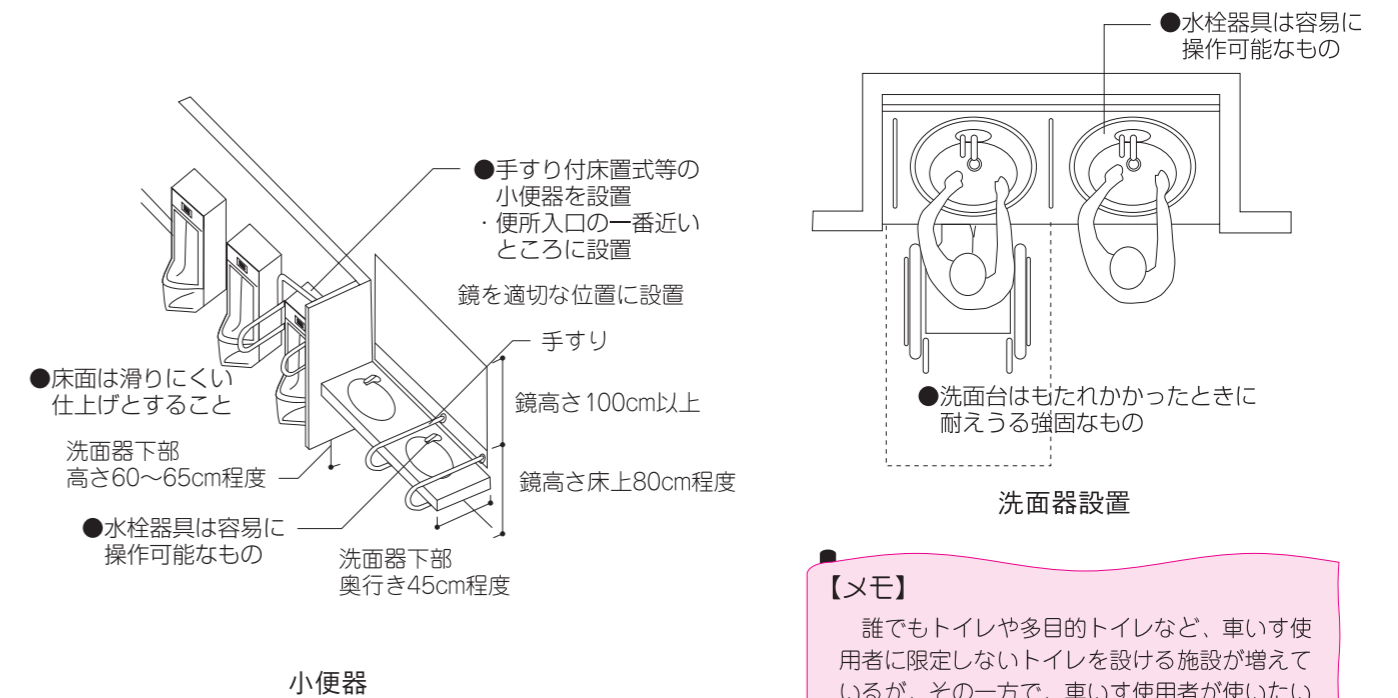
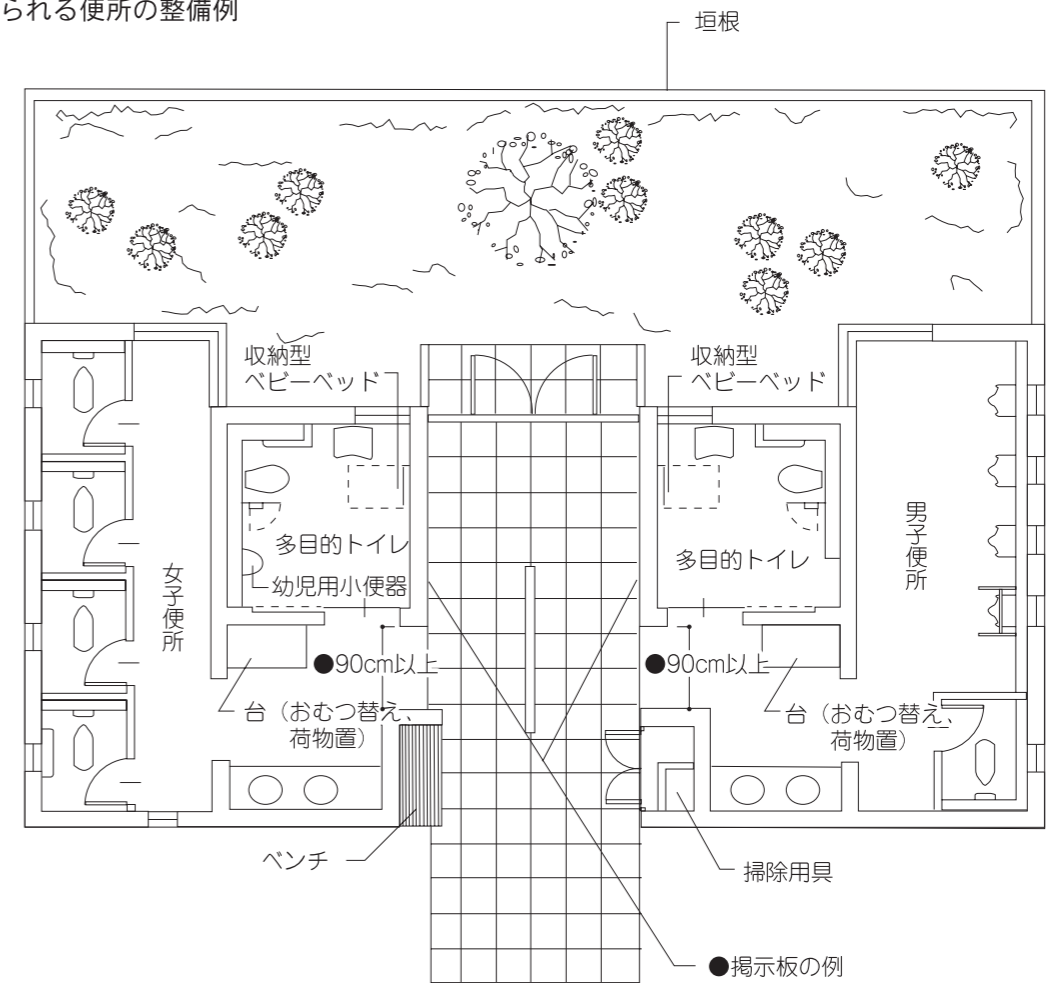
公園等内に設ける多数の者が利用する便所は、高齢者、障害者等をはじめすべての人が使いやすい構造とすることが必要である。乳幼児用の設備やオストメイトの利用に配慮した設備も設置することが望ましい。

また、できる限り男女別に設けるとともに、常に清潔な状態を保つよう維持管理に努めることが望ましい。

安全面からは、人の出入りが確認できるように計画することも重要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
<p>便所</p> <p>便所を設ける場合には、1の表5の項(1)及び(2)に定める構造に準じた構造の便所を1以上設けること。この場合、車いす使用者用便所の出入口及び当該便所のある便所の出入口の幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p>	<p>・ 準じた構造とは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置する。</li> <li>● 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する。</li> <li>● 便所の出入口又はその付近に車いす使用者用便所を設けた旨を表示した標識を掲示する。</li> <li>● 男子用小便器のある便所を設ける場合は、両側に手すりが適切に設けられた床置き式、低リップ等の小便器を設けること。</li> </ul> <p>・ 必要に応じて、乳幼児用のいす、乳幼児ベッド及びオストメイトの利用に配慮した設備を設ける。</p>		

公園に設けられる便所の整備例



**【メモ】**  
 誰でもトイレや多目的トイレなど、車いす使用者に限定しないトイレを設ける施設が増えていますが、その一方で、車いす使用者が使いたいときに使えないという指摘もある。

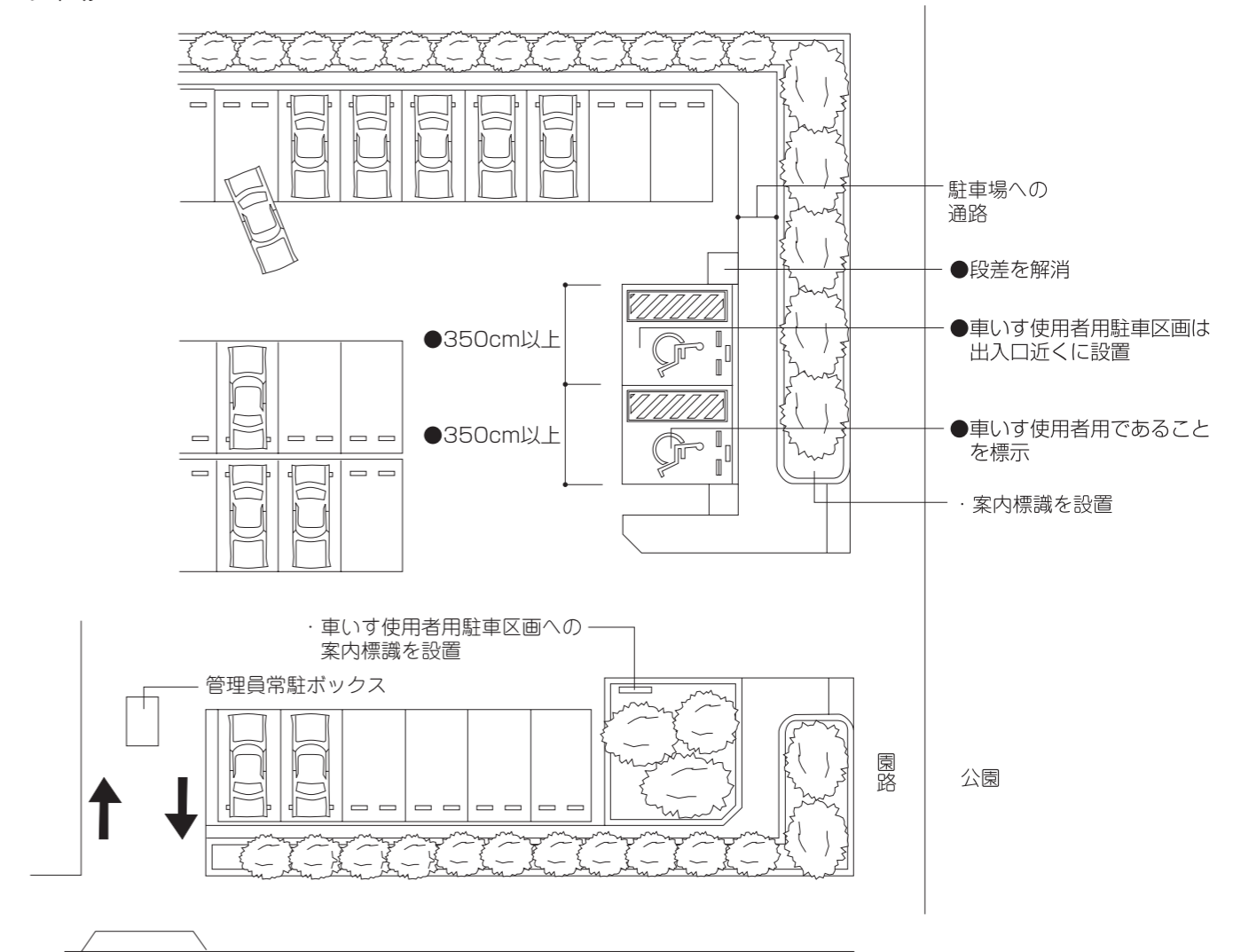
# ④ 駐車場

## 基本的な考え方

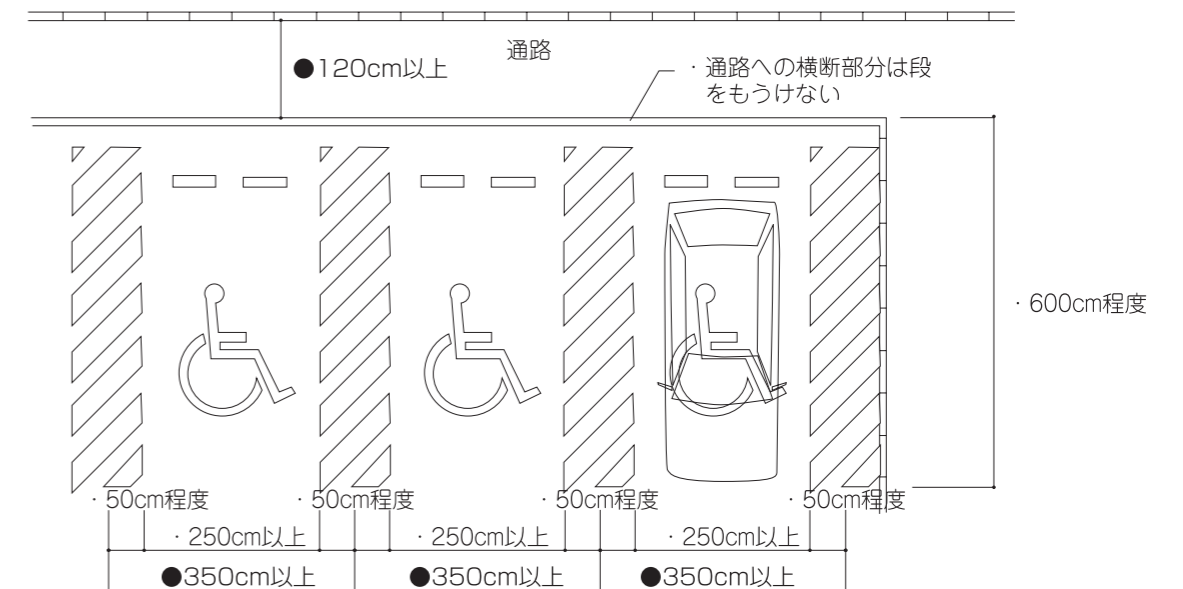
車いす使用者の利用に配慮した園路に近い位置に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車スペースを1以上設けることが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
<b>車いす使用者用駐車施設の構造</b> 駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けるよう努めること。 (1) 2の項に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けること。 (2) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (3) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅は、350cm以上とする。</li> <li>・ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とする。</li> <li>● 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、その旨を見やすい方法により表示する。</li> <li>● 車いす使用者用駐車施設の設置場所は、車いす使用者が円滑に利用することができる園路に近い位置に設ける。</li> <li>・ 車いす使用者用駐車施設から園路までの経路は、車いす使用者が円滑に利用することができる構造とする。</li> </ul>		II-2 参照

駐車場



車いす使用者用駐車施設

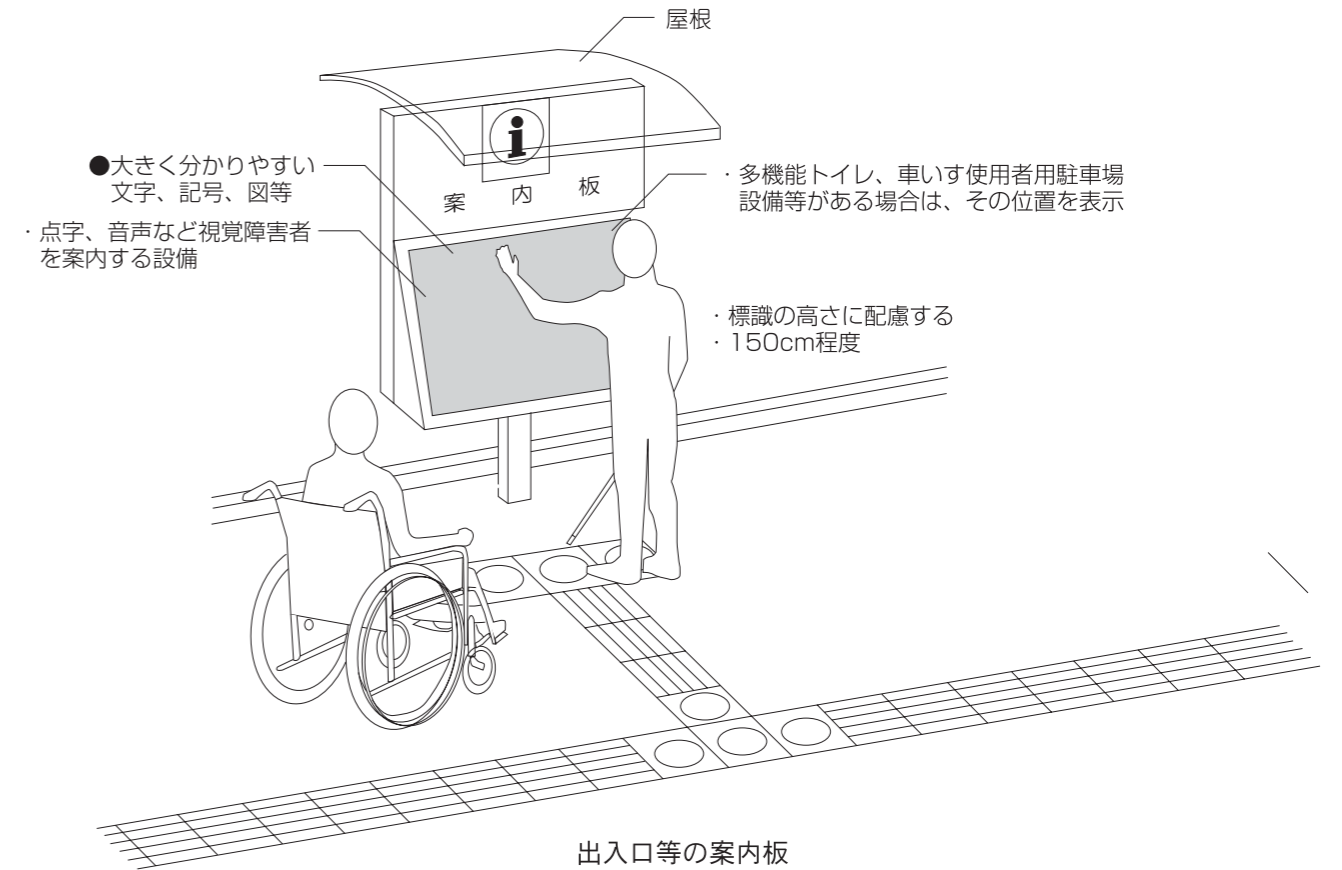


## ⑤ 案内板

### 基本的な考え方

案内板は、明るく大きめの文字又は記号を用いるとともに、色調、明度などにも配慮して、分かりやすい位置に見やすい高さで設置することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
案内板の構造	案内板を設ける場合には、次に定める構造とすること。		
(1)高さ、文字の大きさ、標示等	案内板の高さ、文字の大きさ及び表示等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	・公園内の方角と案内図の向きは一致させる。	
(2)点字表示	案内板には、必要に応じ点字による表示を行うこと。	・点字表示等を行う案内板の高さは、90cm～120cm程度とする。	
(3)便所の位置の表示	車いす使用者用便房が設けられた便所がある場合には、その位置を表示する。		

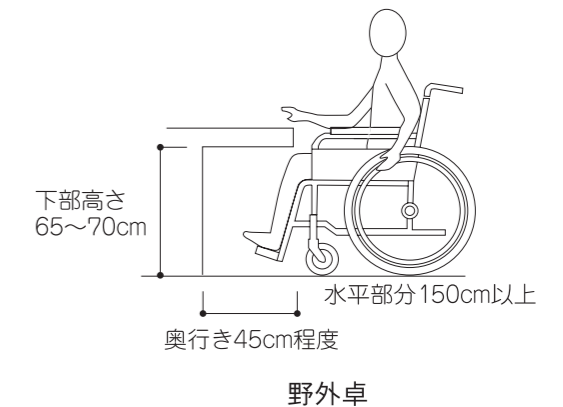
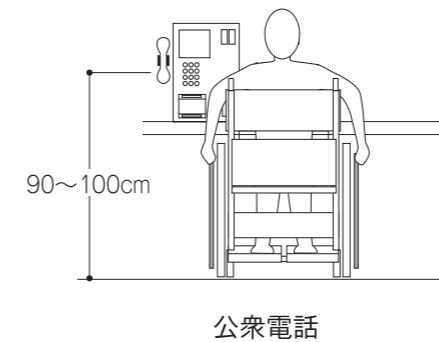


## ⑥ 附帯設備

### 基本的な考え方

ベンチ及び野外卓は、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のものとし、水飲み器、券売機、公衆電話ボックスなどは、車いすでも利用できるよう配慮することが必要である。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
附帯設備の構造	ベンチ、野外卓及びその他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。		



## ⑦ 転落防止のための措置

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
防止措置	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。		

